

# JA いわみざわ地域農業振興センター設置規約

平成20年3月 4日制定

平成22年5月19日改正

平成23年4月 1日改正

平成27年4月15日改正

平成29年4月12日改正

令和 3年3月30日改正

令和 4年3月14日改正

令和 7年4月11日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、JA いわみざわ地域農業振興センター（以下「農業振興センター」という。）

(事務所)

第2条 農業振興センターは、主たる事務所を岩見沢市桜木1条1丁目1番地に置く。

(目的)

第3条 農業振興センターは、地域農業を支える担い手の確保と地域資源（人、農地、機械、施設）の最大限の活用を図るため、様々な取組みをサポートする核となり、もって地域農業と地域社会の維持に資することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 農業振興センターの活動の範囲は、岩見沢市、三笠市及び美唄市の一部区域とする。

(事業)

第5条 農業振興センターは、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手の確保に関すること。
- (2) 地域資源の活用に関すること。
- (3) 地域農業再生協議会事務局に関すること。
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。

2 農業振興センターは、前項に関する業務の一部を第6条第1項の会員等に委託して実施することができるものとする。

## 第2章 会員等

(農業振興センターの会員)

第6条 農業振興センターは、次の各号に掲げるものをもって組織する。また、会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものを加えることができる。

- (1) いわみざわ農業協同組合
- (2) 岩見沢市
- (3) 三笠市
- (4) 美唄市
- (5) 岩見沢市農業委員会
- (6) 三笠市農業委員会
- (7) 美唄市農業委員会
- (8) 空知農業改良普及センター

(9) 北海道農業共済組合

(10) 北海土地改良区

2 農業振興センターを運営するため、会員は、各1名の執行委員を選任する。

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び執行委員の氏名に変更があったときは、遅滞なく農業振興センターにその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 農業振興センターに次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第6条第2項の執行委員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、農業振興センターの業務を総理し、農業振興センターを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 農業振興センターの業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第12条 農業振興センターは、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、農業振興センターは、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

### 第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 農業振興センターの総会は、執行委員による通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第 9 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 15 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3 総会の議事は、第 18 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、執行委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他農業振興センターの運営に係る重要な事項に関すること。

(特別議決事項)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 農業振興センター規約の変更

(2) 農業振興センターの解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない執行委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに農業振興センターに到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を農業振興センターに提出しなければならない。

4 第 16 条第 1 項及び第 3 項並びに第 18 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した執行委員数、第 19 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した執行委員の氏名

- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した執行委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 運営会議

### (運営会議の構成等)

第21条 農業振興センターの業務を円滑に行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、第25条第5項の所長及び別紙1運営会議構成表に掲げる者をもって組織する。ただし、議題に応じて所長が必要とする者を加えることができるものとする。
- 3 運営会議は、定期的に所長が招集する。

### (運営会議の協議事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、運営会議において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) その他運営会議において必要と認めた事項に関すること。

## 第6章 提言会議

### (提言会議)

第23条 農業振興センターは、サポートチームの各地域代表及び以下の各団体代表者から構成する提言会議（以下「提言会議」という。）を置く。

- (1) JAいわみざわ青年部
- (2) JAいわみざわ女性部
- (3) JAいわみざわ水稻部会
- (4) JAいわみざわ野菜連絡協議会
- 2 提言会議は、担い手の確保及び地域資源の活用を促進するために必要と思われる支援内容を協議し、総合的な観点から、農業振興センターに提言を行う。
- 3 提言会議の委員の任期は3年とし、運営会議の承認を経て会長が委嘱する。

## 第7章 地域サポートチーム

### (地域サポートチーム)

第24条 農業振興センターは、農業振興センター会員等で構成する地域サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）をいわみざわ農業協同組合各支所に置く。

- 2 サポートチームは、農業振興センターにおいて定められた事業の具体化を効果的に行う。
- 3 サポートチームは、別紙2地域サポートチーム構成表に掲げる者をもって組織する。

## 第8章 職員等

### (職員の配置と勤務)

第25条 会員は、農業振興センターの業務執行に必要な人員を農業振興センターに勤務させるものとする。

- 2 職員の身分及び給与は、勤務させた会員が保証し、負担する。
- 3 職員は、会長が任免し、職員の服務については別に定める。

4 職員の解任等については、関係会員と会長が予め協議する。

5 会長は、その権限に属する事務を分掌させるため、農業振興センターに所長及びスタッフを置き、事務分掌は別に定める。

(業務の執行)

第 26 条 農業振興センターの業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 処務規程
- (2) 事務専決規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 公印取扱規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 27 条 農業振興センターは、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 農業振興センター設置規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第 9 章 会計

(事業年度)

第 28 条 農業振興センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 29 条 農業振興センターの経費は、次の各号に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 交付金、補助金
- (2) 負担金
- (3) 繰越金
- (4) その他の収入

2 繰越金が発生した場合には、その金額を翌事業年度の負担金算出の根拠に含めて負担金を算定することができる。

(経費の取扱い)

第 30 条 農業振興センターの経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

2 農業振興センターは、事業に要する経費に係る補助金の受領、管理等の会計事務を行うことができる。

3 農業振興センター会員は、農業振興センターの事業に要する経費に関する事務を行う場合、農業振興センターの事業に係る費目を設けて行う。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 農業振興センターの事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 32 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、速やかに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第33条 会長は、経営体育成支援事業実施要領等の規定に定める書類を、関係機関に提出しなければならない。

## 第10章 農業振興センター設置規約の変更、解散及び残余財産の処分

(設置規約の変更)

第34条 規約を変更したときは、その内容を空知総合振興局長に報告しなければならない。

(農業振興センターが解散した場合の残余財産の処分)

第35条 農業振興センターが解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国及び北海道からの交付金、補助金相当額にあっては実施要領等に基づき、空知総合振興局長に返還するものとする。

## 第11章 雑則

(細則)

第36条 実施要領その他この設置規約に定めるもののほか、農業振興センターの事務の運営上必要な細則は、運営会議の承認を得た後、会長が別に定める。

### 附 則

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 農業振興センターの設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 農業振興センターの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第31条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

### 附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、平成27年4月15日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、平成29年4月12日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、令和3年3月31日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、令和4年4月1日から適用する。

### 附 則

1 この改正は、令和7年4月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条は、令和6年11月11日から適用する。

## 運営会議構成表

| 所 属                 | 職 名                          |
|---------------------|------------------------------|
| 岩見沢市                | 農 務 課 長                      |
| 三笠市                 | 農 林 課 長                      |
| 美唄市                 | 農 政 課 長                      |
| 岩見沢市農業委員会           | 事 務 局 長                      |
| 三笠市農業委員会            | 事 務 局 長                      |
| 美唄市農業委員会            | 事 務 局 長                      |
| 空知農業改良普及センター        | 地 域 第 一 係 長                  |
| 北海道農業共済組合           | 道央空知センター 業務部<br>農作・収入保険 G 課長 |
| 北海土地改良区             | 総 務 部 長                      |
| いわみざわ農業協同組合         | 農 業 振 興 部 門 長                |
|                     | 岩 見 沢 支 所 長                  |
|                     | 幌 向 支 所 長                    |
|                     | 北 村 支 所 長                    |
|                     | 三 笠 支 所 長                    |
|                     | 栗 沢 支 所 長                    |
| J A いわみざわ地域農業振興センター | 所 長                          |

## サポートチーム構成表

| チーム名 | 所 属         | 職 名                          |
|------|-------------|------------------------------|
| 岩見沢  | 岩見沢市農務課     | 主 事                          |
|      | 岩見沢市農業委員会   | 振興係長                         |
|      | 北海土地改良区     | 岩見沢事業所長                      |
|      | いわみざわ農業協同組合 | 岩見沢支所長                       |
|      |             | 営農相談部門チーフ                    |
| 幌 向  | 岩見沢市農務課     | 主 事                          |
|      | 北海道農業共済組合   | 道央空知センター 業務部<br>農作・収入保険 G 係長 |
|      | 北海土地改良区     | 技 師                          |
|      | いわみざわ農業協同組合 | 幌向支所長                        |
|      |             | 営農相談部門チーフ                    |
| 北 村  | 岩見沢市北村産業振興課 | 農業振興係長                       |
|      | 北海土地改良区     | 主 査                          |
|      | いわみざわ農業協同組合 | 北村支所長                        |
|      |             | 営農相談部門チーフ                    |
| 三 笠  | 三笠市農林課      | 農林係長                         |
|      | 北海土地改良区     | 副 主 幹                        |
|      | いわみざわ農業協同組合 | 三笠支所長                        |
|      |             | 営農相談部門チーフ                    |
| 栗 沢  | 岩見沢市栗沢産業振興課 | 農業振興係長                       |
|      | 北海土地改良区     | 主 幹                          |
|      | いわみざわ農業協同組合 | 栗沢支所長                        |
|      |             | 営農相談部門チーフ                    |